

## 部活動中の熱中症事故と指導教師の安全配慮義務

— 熱中症事故に関する判例の分析を中心として —

An analysis about a guidance teacher's duty of safety care in  
heat stroke accidents during extracurricular club activities

— Mainly on an analysis of the court precedent about heat stroke accidents —

小澤文雄

Fumio KOZAWA

キーワード：安全配慮義務，部活動，熱中症，指導教師，判例

Key words : Duty of safety care, Extracurricular club activities, Heat stroke, Guidance teacher, Court precedent

### 要約

本稿では、部活動中の熱中症事故に関する17の判決を取り上げ、指導教師には、熱中症防止に関してどのような安全配慮義務が求められているかを考察した。その結果、指導教師の過失を否定した判決と肯定した判決の安全配慮義務のとらえ方には、違いがみられることがわかった。また、過失を肯定した判決の求める指導教師の安全配慮義務は、おおよそ次のようなものであることが明らかになった。

- 熱中症防止に関する安全配慮義務については、中学生と高校生を特に区別して考える必要はない。
- 指導教師の側から働きかけるような、能動的、積極的な安全配慮義務が必要である。
- 高温多湿の夏季合宿の場合には、特に高度な安全配慮義務が求められる。
- 指導教師には、啓発資料やガイドブックに記載された科学的知見を水準とした高度な安全配慮義務が求められる。
- 熱中症の予防策として主に求められることは、①気象条件や生徒の能力・技能に応じて運動（練習）内容及び量に配慮すること、②練習中は適宜休憩を取らせること、③積極的に必要な量の水分・塩分を補給させることである。
- 熱中症発生時の対処方法（熱中症に対する処置）として主に求められることは、①熱中症の症状がみられたときは、練習を中止し、涼しい場所で安静にさせ、体温を下げる手立てをとること、②重度の障害がみられたときは、直ちに医療機関へ搬送することである。

## Abstract

In this report, I took up 17 judgments about the heat stroke accidents during extracurricular club activities and considered what kind of the duty of safety care was demanded from a guidance teacher in order to prevent the heat stroke in the court precedent.

As a result, how to catch the duty of safety care of judgments that denied a fault and judgments that I affirmed understood that a difference was examined.

And, as for the duty of safety care of a guidance teacher whom judgments that I affirmed demanded a fault from, it quite developed that it seemed to be next.

1. The duty of safety care in order to prevent the heat stroke doesn't have to classify and think a junior high school student and a high school student in particular.
2. The active aggressive duty of safety care to work from a guidance teacher's side is needed.
3. Particularly the high duty of safety care is demanded in the case of the training camp in the summer of the high temperature high humidity.
4. A guidance teacher is asked for the high duty of safety care that made the level the scientific knowledge indicated on enlightenment material and a guidebook.
5. It is the following points that it is demanded as precaution of the heat stroke mainly.
  - ①Consider the content and the quantity of the exercise (practice) according to the developmental stage of the capability and the skill of a student and a climate condition.
  - ②Allowing adequate breaks during the practice period.
  - ③Provide or allow access to an adequate supply of water and salt.
6. In addition, it is the following points that it is demanded as measures method (measures for the heat stroke) at the time of the heat stroke outbreak mainly.
  - ①Cancel the exercise and rest quietly in bed at a cool place and take the means to lower the temperature, when the symptom of the heat stroke was examined.
  - ②If a severe handicap is examined, it is to transport it to the medical institution promptly.

## 1. はじめに

近年の異常気象による猛暑の影響のためか、熱中症による死亡事故が、数多く発生している。学校の部活動（課外クラブ活動<sup>1)</sup>においても、熱中症による死亡事故は毎年のように発生しており、独立行政法人日本スポーツ振興センターの統計によれば、学校の管理下における熱中症による死亡事故は、昭和50年～平成20年の間に、「部活動」及び「学校行事等の部活動以外の場合」において、全国で153件（その8割以上は「部活動」中のものである）報告されている<sup>2)</sup>。それに伴い、部活動中の熱中症事故に関する裁判例も近年増加傾向にある。

本稿では、こうした部活動中の熱中症事故に関する裁判例を取り上げ、部活動を指導する教師（指導教師ないし指導教諭・顧問教諭。監督、コーチなどを含む）には、熱中症防止に関してどのような安全配慮義務が求められているかを考察する。

ところで、部活動は教育課程外の活動であり、興味・関心を同じくする生徒の自主的、自発的参加を基本に組織され、教師の指導の下に自主的・自発的活動として展開されるところに特色がある。こうした部活動を、学校教育の中でどのように位置づけるかについては議論もあったが、現在では、部活動が学校教育において果たす意義や役割<sup>3)</sup>の大きさから、判例・学説上一般に、学校教育活動の一環として位置づけられている<sup>4)</sup>。平成20（2008）年3月に改訂された「中学校学習指導要領」も、「第1章 総則」のなかの「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」において、部活動を学校教育活動の一環と明確に位置づけている<sup>5)</sup>。

このように部活動が学校教育活動の一環である以上、指導教師の安全配慮義務は部活動にも及び、その内容は、原則として、正課授業と同じく、参加する児童・生徒の生命・身体の安全を期するため万全の措置をとるべき義務である<sup>6)</sup>。判例も同様に解しており、たとえば、最判昭58・2・18は、「課外のクラブ活動であっても、それが学校の教育活動の一環として行われるものである以上、その実施について、顧問の教諭を始め学校側に、生徒を指導監督し事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務のあることを否定することはできない<sup>7)</sup>」としている。また、最判平18・3・13も、同様に「教育活動の一環として行われる学校の課外のクラブ活動においては、生徒は担当教諭の指導監督に従って行動するのであるから、担当教諭は、できる限り生徒の安全にかかわる事故の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する措置を執り、クラブ活動中の生徒を保護すべき注意義務を負うものというべきである<sup>8)</sup>」としている。とくに後者の判決は、部活動では「生徒は担当教諭の指導監督に従って行動する（傍点引用者）」ことから、指導教師らは、「できる限り生徒を保護すべき注意義務を負う（傍点引用者）」として、「相当高度の安全配慮義務<sup>9)</sup>」を求めている。

こうした部活動、特に体育系部活動は、事故の発生しやすい場面であり、部活動中の事故に関する損害賠償請求訴訟の裁判例も数多くみられる。しかし、その中で、生徒が熱中症（日射病、熱射病を含む）に罹患し、死傷した事故（熱中症事故）に関する判例となると、それほど多くは

なく、判例集に掲載されているものは、以下に示す17件<sup>10)</sup>に過ぎない。

表 部活動中の熱中症事故に関する判例一覧

番号	判 決	学年・年齢・性別	部活動の種 類	被害の態 様	過失の有 無	備 考
■	盛岡地判昭 60・2・21	高1・16歳・男	野球	死亡	否定	
■	千葉地判平 3・3・6	高1・16歳・男	相撲	死亡	肯定	
■	東京高判平 6・10・26	高1・16歳・男	相撲	死亡	肯定	■の控訴審
■	京都地判平 4・6・26	高1・16歳・男	サッカー	死亡	肯定	
■	大阪高判平 6・6・29	高1・16歳・男	サッカー	死亡	否定	■の控訴審
■	徳島地判平 5・6・25	中1・13歳・男	野球	死亡	肯定	
■	松山地西条支判平 6・4・13	高1・16歳・女	バスケット	死亡	肯定	
■	水戸地土浦支判平 6・12・27	高1・16歳・男	野球	死亡	肯定	
■	静岡地沼津支判平 7・4・19	高2・16歳・男	ラグビー	死亡	肯定	
■	福島地会津若松支判平 9・1・13	高2・16歳・男	柔道	死亡	肯定	
■	浦和地判平 12・3・15	高2・16歳・男	山岳	死亡	肯定	
■	神戸地判平 15・6・30	中1・13歳・男	ラグビー	死亡	肯定	
■	佐賀地判平 17・9・16	高・男	ラグビー	死亡	肯定	
■	福岡地判平 18・3・16	高2・16歳・男	相撲	死亡	否定	
■	福岡高判平 18・12・14	高2・16歳・男	相撲	死亡	否定	■の控訴審
■	名古屋地一宮支判平 19・9・26	中2・14歳・男	ハンドボール	死亡	肯定	
■	大分地判平 20・3・31	高2・17歳・女	バスケット	解離性健忘	肯定	

この17件（このうち、控訴審判決が3件あるから、実質的な事件は14件）の判決のうち、平成5年より前の判決は5件（■東京高判平6・10・26と■大阪高判平6・6・29は、それぞれ原審が■千葉地判平3・3・6、■京都地判平4・6・26であるので平成5年より前の判決と考えることができる）であるのに対し、平成5年以降の判決は12件を占めており、近年増加の傾向がみられる<sup>11)</sup>。また、17件の判決のうち、指導教師の過失を否定したものが4件あるが、それ以外はすべて指導教師の過失を肯定している。そして、過失を否定した判決と肯定した判決との間には、指導教師の安全配慮義務のとらえ方に違いがみられる。他方、過失を肯定した判決においても、安全配慮義務については、判決によりやや異なる判断が示されている。一般的にいえば、近年の判決は、指導教師の安全配慮義務について、よりきめ細かく、かつ厳しい判断をしているといえよう。

以下においては、これら17件の判決を分析し、判決は、指導教師<sup>12)</sup>の熱中症防止に関する安全配慮義務（具体的には熱中症の予防や熱中症発生時の対処方法に関する安全配慮義務）として、どのようなことを求めているのかを、過失を否定した判決と過失を肯定した判決とに分け、さらに一般的安全配慮義務と具体的安全配慮義務の区分<sup>13)</sup>を意識しながら考察をする。こうした考察を通じて、部活動中の熱中症事故防止のための、判例上のスタンダードを明らかにしたい。裁判所は、子どもの「教育を受ける権利」（憲法26条）の一環としての「安全に教育を受ける権利」を守り、実現させていく任務を担っている国家機関の一つであり、その判断は公的安全基準であって、学校や教師の安全配慮義務の一般的指針となるとともに、熱中症事故を防止し、子どもの

「安全に教育を受ける権利」の実現に役立つと考えられるからである<sup>14)</sup>。

そして、その前提として、以下においては、まず、熱中症の概念、発生要因、発生状況、予防のための指導上の注意点などについて概観する。

## 2. 熱中症の概念、発生要因、発生状況、予防のための指導上の注意点

平成15（2003）年6月、文部科学省と日本体育・学校健康センター（現：独立行政法人日本スポーツ振興センター）は、教職員等に対して熱中症の正しい理解を図るとともに、学校現場において熱中症事故防止対策の指針となる、啓発資料「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」を作成し、都道府県・市町村教育委員会、国・公・私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学及び盲・聾・養護学校などに配布した<sup>15)</sup>。ここでは、熱中症の概念、発生要因、発生状況、予防のための指導上の注意点などがわかりやすく、簡潔にまとめられている<sup>16)</sup>。

以下、その要点を示す。

### ■ 熱中症の概念

熱中症とは、暑熱環境によって生じる障害の総称であり、主として次の3つに区分される。①熱けいれん、②熱疲労、③熱射病（熱中症の重症な病型。全身の多臓器障害〔たとえば、横紋筋融解症〕を合併し、死亡率が高い。熱射病のうち、直射日光による熱射病を従来は「日射病」と呼んでいた）。それ以外に、④熱失神を加えて、4つに分ける場合もある。これらのなかで、部活動で問題となるのは、主に熱疲労と熱射病である。

### ■ 熱中症の発生要因

発生要因として、①環境要因（気温・湿度の高さ、直射日光の有無、風の有無、急激な暑さ）、②運動要因（運動の強度・内容・継続時間、水分補給、休憩のとり方。たとえば、ランニング・ダッシュの繰り返しなどに発生しやすい）、③主体要因（体力・体格の個人差、健康状態、体調、疲労の状態、暑さへの慣れ、衣服の状況など。たとえば、肥満傾向の人には熱中症が生じやすい。また、体力の低い人、暑さに慣れていない人、体調の悪い人にも生じやすい）がある。

### ■ 熱中症の発生状況

熱中症死亡事例の発生傾向（昭和50年～平成19年）は、以下の通りである。

- ①部活動の場合、屋外で行うスポーツ（野球、ラグビー、サッカー）に多く発生しているが、屋内でも防具や厚手の衣服を着用するスポーツ（柔道、剣道）には多く発生している。
- ②学校種・学年別では高等学校の1，2年，性別では男性に圧倒的に多く（92.6%）発生している。
- ③梅雨明けの急に気温が上がる頃（7月下旬，8月上旬）に多く発生している。夏以外でも長時間にわたる運動を伴う学校行事等（たとえば校内マラソン）で発生している。
- ④気温が高いと熱中症発生の危険性が高まるが、気温がそれほど高くなくても（25～30℃）、湿

度が高いときには発生している。

#### ■ 熱中症の予防のための指導上の注意点

啓発資料は、「学校における熱中症予防のための指導のポイント」として、①直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツ、作業をさせることは避ける、②屋外で運動やスポーツ、作業を行うときは、帽子をかぶらせ、できるだけ薄着をさせる、③屋内外にかかわらず、長時間の練習や作業の際は、こまめに水分（0.2%食塩水あるいはスポーツドリンク等）を補給し、適宜休憩を入れる、④常に健康観察を行い、児童生徒等の健康管理に留意する、⑤児童生徒等の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を常に把握するように努め、異状がみられたら、速やかに必要な措置をとる、⑥児童生徒等が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付け、無理をさせないようにする、⑦暑さに慣れるまでの1週間くらいは、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていくこと（暑熱馴化）、⑧肥満など暑さに弱い人には運動を軽減するなどの配慮をすること、を指摘している。

### 3. 指導教師の過失を否定した判決における安全配慮義務のとらえ方

指導教師の過失を否定した判決は、盛岡地判昭60・2・21、大阪高判平6・6・29、福岡地判18・3・16、福岡高判平18・12・14の4件である。この4件はいずれも、高校生に関する事案である。

以下においては、この4件のうち、代表的な判決として盛岡地判昭60・2・21を紹介する<sup>17)</sup>とともに、学説についても触れる。その後、この判決や学説の考え方を検討する。

#### ■ 盛岡地判昭60・2・21(判タ 555号 248頁, 学判 3巻 1021・395頁)

##### [事案の概要]

本件は、高校1年生(16歳・男子)の野球部員が、夏季合宿初日(8月4日)のランニング中に、熱感・頭痛など熱射病の初期症状を自覚するなど体調の異常を感じ、「ランニングを中止したい」旨を周囲の部員に伝えたが、「もう少しだ、頑張れ」などといわれてランニングを続け、だいぶ遅れて完走した。その後、キャッチボール練習などには加わず、ファウルグラウンド付近やベンチで休んでいたが、熱射病の症状は悪化し、地面に倒れて意識不明になった。野球部長は、自家用車に同部員を乗せて近くの病院へ運び、診察を受けさせたが、熱射病による心不全のため約2時間後に死亡した。

判決は、以下のように判示して、野球部部长および監督の過失を否定した。

##### [判 旨]

まず、判決は、部長・監督の一般的安全配慮義務について次のように述べている。

「合宿の参加者はいずれも高校1、2年生であつて、その判断力も成人に準ずる程度に達している<sup>18)</sup>のであるから、〔野球〕部長らの指導監督の程度も、部員らのそのような判断力を前提とす

る程度のものであれば足り、当日の天候、気温などの自然的条件や部員の体力・身体的状況のほか、練習の種類・程度などの諸点に鑑み、高校野球部の部長あるいは監督として通常有すべき経験則上、何らかの疾病・事故の生ずることを予見することが可能であるような特段の事情のある場合は格別、そうでない限り、部員らの練習の模様を逐一監視することまで要求されないものと解するのが相当である（傍点引用者）。

次いで判決は、部長・監督の具体的安全配慮義務について次のように述べている。すなわち、判決は、①事故発生当時の天候は、曇、時々小雨で、気温(正午時)25度と、日射病の罹患を予想させるものではなかったこと、②練習開始前に監督が部員らの健康状態を問うた時に、被害生徒は何らの申し出をしなかったこと、③被害生徒は熱射病の初期症状を自覚した段階で、部長・監督にランニング中止の申し出をしなかったこと(主将には休ませてくれるよう申し出ている)、④症状が悪化している段階においても、被害生徒は身体の不調を申し出ず、かえって練習に参加しようとしていたこと、⑤練習中の部員の誰一人として被害生徒の体調が悪化していることを知りえたものがないなどの事実を認定して、本件では、何らかの疾病・事故の生ずることを予見することが可能であるような特段の事情があったとはいえない。したがって、部長・監督に「部員らの練習の模様を逐一監視する」ような高度な安全配慮義務を課することはできない。したがってまた、部長らが被害生徒の異常に気付かず、中止や休憩をさせなかったとしても、安全配慮義務違反(過失)はなく、責められるべき点はないと判示している。

## ■ 学 説

学説においても、判例と同様な見解を示すものがある。たとえば、伊藤進は、■盛岡地判昭60・2・21の解説において次のように述べている。

「生徒の運動能力や技能の習熟度等技術面で能力把握が問題となる場合と本件のように健康状態の把握が問題となる場合とでは、指導担当教諭の注意義務のあり方に違いがあることに留意しておく必要があろう。すなわち、前者においては、自己の技術水準がどの程度であるか生徒自身が的確に判断しにくい面があるところから、特に高度な技術や危険性の高い技術を試みさせようとする場合には、生徒の年齢・判断能力等の精神能力に関係なく指導者がこれを判断して適切な指導をすることが要請されるのに対して、後者においては、指導者としては、一般的に参加する生徒が過度に疲労したりすることのないよう配慮して練習計画をたてたり、練習中適宜の措置をとることが要請されるのはもちろんであろうが、個別生徒の状況については、むしろ生徒自身がよりよく判断できる面があるため、生徒の年齢・判断能力のいかんによっては、自己の健康管理は生徒自身が注意すべきであるといえるからである。このことを前提とすれば、本件(■盛岡地判昭60・2・21：引用者注)で、部長らが生徒の行動を逐一監視しておらず、生徒の異常に気付かなかつたとしても責められるべき点はないとしている判例の態度は妥当であるといえよう(傍点引用者)<sup>18)</sup><sup>19)</sup>。

## ■ まとめ及び検討

上述の判決及び学説の考え方をまとめると、以下ようになる。

熱中症の症状を含む健康状態（身体状況）の把握は、生徒の学年・年齢のいかんによっては、指導教師よりもむしろ本人自身が的確にできる面がある。そして、これを前提に、指導教師の一般的安全配慮義務を考えると、高校1、2年生の場合は、成人に準ずる程度の判断力を持っているから、健康状態（身体状況）の把握は本人自身が注意すべき問題であって、指導教師の安全配慮義務はそれほど高度でなくてもよい。したがって、熱中症などの疾病の生ずることを予見することが可能であるような特段の事情が、①「ある場合」、たとえば、異常な高温、体調不良の申し出、異常な言動などがある場合には、部員らの様子を逐一監視する（たとえば、各部員の様子を仔細に監視し、不審な様子がみられたら、練習を中止させて身体状況を問い質す）ような能動的・積極的な安全配慮が必要である。しかし、②「ない場合」には、安全配慮義務は軽減される（たとえば、部員の行動を逐一監視する必要はない。部員の体調不良の申し出がないのに、指導教師が能動的に容体を確認する必要はない）。他方、学年・年齢が低い場合（中学生程度）には、自己の健康・体調に関する管理を本人自身に一任することには問題がある。健康状態（身体状況）の把握は、指導教師が行うべきで、安全配慮義務は軽減されない（たとえば、指導教師が休憩や給水の申し出を可能としていたとしても、それだけでは不十分である。教師が積極的・能動的に休憩や給水の措置をとるべきである）。

こうした考えに対しては、次のような問題点を指摘できる。

確かに、健康状態の把握は、生徒の学年・年齢が高い場合（高校1、2年以上）、本人自身が注意すべき問題といえるかもしれない。しかしながら、健康状態のなかでも、とくに熱中症の症状の把握を本人自身に委ねることは、たとえ高校生であってもそれは望ましいことではない。熱中症は、激しい運動をすれば、誰でも簡単に罹患する疾病であって、実際にも事故は頻発しており、かつ、重篤な状態に陥りやすく、危険性の高い疾病である。したがって、高校生だからといって熱中症の防止を本人の責任に転嫁するような考え方をとることは不条理である。前述の日本スポーツ振興センターのデータによれば、熱中症は高校1、2年の発症が最も多い。また、前述の熱中症に関する17の判決のうち、高校生に関するものが、14件を占めていることを考えれば、むしろ、熱中症は高校生にこそ発生しやすいともいえよう。高校生のほうが、中学生よりも部活動の運動内容が激しくなるためと考えられる。それゆえ、熱中症の症状の把握を高校生自身に委ねること、したがってまた指導教師の熱中症防止に関する安全配慮義務は、前述の判例や学説のように、高校生に対しては軽減されるとすることは妥当ではない。熱中症防止に関する安全配慮義務については、高校生と中学生とを区別することなく、同程度の厳しいものでなければならない<sup>20)</sup>。

後述の指導教師の過失を肯定した判決では、熱中症防止に関する安全配慮義務の程度について、高校生と中学生とを特に区別した判断はみられない。



#### 4. 指導教師の過失を肯定した判決における安全配慮義務のとらえ方

ここでは指導教師の過失を肯定した14の判決のうち、代表的なものを紹介し、熱中症防止に関する安全配慮義務として、判例はどのようなことを求めているのかを明らかにする。

##### ■ 徳島地判平5・6・25(判時1492号128頁, 学判3巻1021・639頁)

###### [事案の概要]

中学1年生の野球部員(13歳・男子)が、8月9日に、強い日差しをさえぎる木立もない河川敷グラウンドで練習中に、熱中症に起因する急性心不全で死亡した。当日は晴天で暑く、気温は午前10時で29.1度、11時で30.9度であった。練習は、最初はグラウンド10周のランニング、その後、体操、キャッチボール、素振りの練習があり、1回目の休憩後、守備練習としてフットワーク練習(これは部員にとってはきつい練習であった)が行われた。被害生徒は、捕球に難があったため、決められた回数をこなすのに他の部員よりも多くの時間を要し、最後の方では這いつくばって球を捕る有様で、衣服は汗と土で泥まみれになった。その後、2回目の休憩に入ったが、被害生徒は、すぐ指導教師の許可を得て、フラフラしながら堤防の反対側にある灌概用水路に手を洗いに行ったが、再びグラウンドに戻ろうとして、突然意識を失い、仰向けにゴロンと倒れた。被害生徒は、その場に倒れていたが、十数分後全身を激しく痙攣させ、口から泡を吹きはじめた。そこで救急車で病院に搬送したが、熱中症に起因する急性心不全で死亡した。

判決は、以下のように判示し、指導教師の過失を認めた。

###### [判旨]

まず判決は、指導教師の一般的安全配慮義務について、「中学校における課外クラブ活動の担当教諭は、部の活動全体を掌握して指導監督に当たるものであるから、練習において部員の生命身体に危険が及ぶと予想される場合は、あらかじめそのような危険が及ぶことのないよう配慮すべき安全配慮義務がある」としている。

次いで判決は、指導教師の具体的安全配慮義務を次のように判示している。

「当日の…練習は、高温多湿の真夏の炎天下、強い日差しをさえぎる木立もない河川敷グラウンドで、午前9時から午後1時近くまで行われる…予定…であるから、〔指導教師〕は、部員が暑さと激しい運動により熱中症にかかることのないよう、練習中は適宜休憩をとらせ、十分に水分補給をさせるとともに、…部員に熱中症を窺わせるような症状が見られたときは、直ちに練習を中止し、涼しい場所で安静にさせ、体温を下げる手立てをとるなどの…必要」がある。とりわけ、本件中学校では全員が運動部に所属するものとされており、被害生徒のように「必ずしも野球を得意とせず、練習にも十分慣れていないものが参加していたのであるから、〔指導教師〕としては、練習が過度にわたり、これにより部員が熱中症を引き起こすことのないよう細心の注意を払うべき義務があった(傍点引用者)」。

しかるに、指導教師は、「持参の水筒の水を飲んでいた〔被害生徒〕に余り水を飲まないように注意し、十分な水分補給をさせず、また、〔被害生徒〕が未だ野球の技量が十分でなく練習にも十分慣れていないにもかかわらず、他の部員と同じように運動量の激しいフットワーク練習を行わせ、その結果、〔被害生徒〕がフラフラになって」も特別な配慮もせず、そのまま放置し死亡に至らせたから、上記の安全配慮義務を怠った過失がある。

#### [判決の検討]

本件のように、中学生が被害者となった事例は少なく、本件を含め3件だけである。その意味で、本判決は、中学生に関する安全配慮義務を考える上で、参考になる事例である。

まず、判決は、指導教師の具体的安全配慮義務において、高温多湿の真夏の炎天という環境要因、長時間かつ激しい運動という運動要因を考慮し、熱中症の予防策として、①練習中は適宜休憩をとらせる、②十分に水分補給をさせる、また、熱中症発生時の対処方法(熱中症に対する処置)として、③熱中症を窺わせる症状がみられたときは、直ちに練習を中止し、涼しい場所で安静にさせ、体温を下げる手立てをとることを安全配慮義務の内容としている。同様な判断は他の多くの判決においてもみられ<sup>21)</sup>、妥当な判断であると考えられる<sup>22)</sup>。

本判決で注目すべきことは、本件中学校では運動部所属が原則とされていた結果、被害生徒のように野球を得意とせず、技量が未熟で、練習にも十分慣れていない生徒が参加していること(主体要因)を考慮し、そうした生徒の練習が過度にならないよう「細心の注意を払うべき義務」がある(たとえば、他の生徒と運動のメニューを変える)として、より高度な安全配慮義務を求めている点である。おそらく多くの中学校では、運動部所属が原則とされており、生徒のなかには、不本意なあるいは不得意な運動部に所属している者も多くみられると思われる。そうした場合の熱中症事故防止のための安全配慮義務を示したものとして参考になる判決である。

#### ■ 水戸地土浦支判平6・12・27(判タ885号236頁,学判3巻1021・721頁)

#### [事案の概要]

高校1年生(16歳・男子)の野球部員が、10月26日の午後4時50分ころから、約60名の部員と寮に隣接する野球場で練習を開始したが、野球場の外周土手上でサーキット・トレーニング・メニューのうちの、ポールダッシュ(2本のポール間200mを全力で走る)をしていた際、突然倒れ、救急車で病院に搬送され、蘇生処置が施されたが、同病院で心不全により死亡した。死因は、運動による脱水症が関与して有効な循環血液量の減少した状態が生じ、急性心不全に陥ったためである。

なお、当日の日中は晴れて、午後5時の気温は16℃ぐらい、風速は2mであり、高温多湿とはいえなかった。しかし、被害生徒の運動時間は1時間半程度であるが、コーチが指示した追加のポールダッシュ及び連続ポールダッシュは右部員には相当苦しいものであって、その身体に過大な負担を与えたことが認められる。

判決は、以下のように判示し、監督・コーチの過失を認めた。

## [判 旨]

判決は、まず、監督・コーチの一般的安全配慮義務について次のように述べている。

「高校における運動部の指導は、学校教育の一環として生徒の健康の増進、体力の向上に努め、正常な心身の発達を図ることを目的とするものであるから、指導者は、生徒の体力の現状を知り、健康管理に努め、生徒の健康状態や技能の程度に応じた練習指導を行い、勝敗にとらわれて行き過ぎた練習が行われることのないように務めるべきである」。

次いで判決は、本件の事案に即した具体的安全配慮義務について次のように述べている。

「15、6歳の基礎体力も十分でない高校1年生に対し、短期間に体力や競技力の向上を図る目的で、限界を超えたトレーニングを行うことは、生徒の身体に加重な負担を及ぼし、慢性疲労に陥らせて心身の調節機能を失わせ、健康を害するに至るので…、指導者は生徒の健康、安全について十分な配慮をすべき義務がある」。そして、「高校の野球部における監督、コーチと部員の間係をみると、監督側はその地位と力によって専ら指導監督し、部員はひたすら指導監督を受ける関係にある…、そのような関係においては、部員が自発的に監督側に意思を表明し、ありのままの姿を見せることは困難…で、特に教育的で、自発性を促すような配慮が必要である。殊に、〔監督及びコーチ〕は、練習中に部員を殴ったことがあるとみずから供述しており、これが、…指導、指示を徹底させる趣旨から出た処置であっても…、必ずしもその趣旨のとおりを受け取られず、部員を心理的に萎縮させ、ときには畏怖心さえ抱かせかねないのであるから、一層の配慮が必要であった（傍点引用者）」。

そして、判決は、以下の①～⑤の事実を認定し、監督・コーチの安全配慮義務違反を認めた。すなわち判決は、①監督・コーチは、トレーニングの目的・効果ないし影響を考慮して、体力測定や健康診断を行った事実はないこと、②練習開始前に、練習方法、体調などについて注意、確認をすることは行われず、当日もなかったこと、③体調の悪い者は申し出るように促しているというが、部員は早く選手としての能力を認めて貰いたい、怠けていると思われたいために、自己申告は余り期待できず、体調が多少悪くても、練習を続けるのが殆どであること、④運動中の適度な水分摂取は重要であるが、部員はダッグアウトの水道水を飲むことは可能であったが、練習中に一人抜け出して水を飲む余裕は非常に少なく、監督やコーチの前では心理的にもためらう状況であること、⑤1ヵ月半ほど前にグラウンドで練習中に3名の部員が脱水症で倒れ、救急車で病院に搬送されたが、その後、対策は講じられていないことを認定し、したがって、これらからすると、「監督やコーチが生徒の体力の現状を知り、健康状態に留意し、十分に健康管理に努めていたとは必ずしもいえない」として安全配慮義務違反（過失）を認めた。

## [判決の検討]

本件事案は、典型的な熱中症による事故とはやや異なる面がみられる（冬季のマラソンの場合に類似している）が、高校の体育系部活動における、指導教師の安全配慮義務について、実情を

踏まえた注目すべき判断がいくつか示されている。

まず、一般的安全配慮義務において、高校の運動部においてはややもすれば勝敗にこだわった指導が行われているという実情を踏まえ、「生徒の健康状態や技能の程度に応じた練習指導を行い、勝敗にとらわれて行き過ぎた練習が行われることのないように」という指摘がなされている点が注目される。勝利を意識するあまり、あるいは学校・指導者の名誉を意識するあまり、生徒の健康や生徒の精神状態を無視して指導を行っては、部活動本来の意義・目的を失うことになるから、判決の指摘は正当である<sup>23)</sup>。

また、判決は、具体的安全配慮義務においても、以下のような注目すべき指摘をしている。すなわち、判決は、高校の野球部における監督・コーチと部員の関係について、「監督側は…専ら指導監督し、部員はひたすら指導監督を受ける関係にある」として、両者はいわば支配・従属関係にあるとし、かかる関係では、「部員が自発的に監督側に意思を表明し、ありのままの姿を見せることは困難」で、「特に教育的で、自発性を促すような配慮（傍点引用者）」が必要として、生徒が自分の意思を表明しやすい、自分の体調不良を申し出しやすい環境作りを求めている。さらに、判決は、本件における監督・コーチの特殊事情を考慮し、より「一層の配慮（傍点引用者）」を求めている。体育系部活動の実情に即した指摘であり、妥当な判断であると思う。

判決は、①～⑤の事実認定においても注目すべき指摘をしている。そこから読み取れる、監督・コーチなどの具体的な安全配慮義務を列挙すると次のようになる。すなわち、①トレーニングの目的・効果ないし影響を考慮して、体力測定や健康診断を行うこと、②練習開始前に、練習方法、部員の体調などについて注意、確認をすること、③体調不良を申し出しやすい環境を作ること、④水分摂取がしやすい環境を作ること、⑤過去の同様な事故事例を踏まえた対策を立てること、などである。

#### ■ 福島地裁津若松支判平9・1・13（判時1630号122頁，学判3巻1021・777・44頁）

##### 〔事案の概要〕

柔道部の部長であった高校2年生（16歳・男子）が、校内での夏合宿（8月8日から12日の5日間）の間に行われたランニング中に熱射病に罹患し、その合併症としての横紋筋融解症による急性腎不全により死亡した。被害生徒は、1日目から夕食が食べきれず、体調が思わしくなく、2日目も下痢状態で体調を崩し、かなり疲労していたが、部長という責任感からがんばっていた。しかし、3日目早朝のランニング中に歩道に座り込んでいるのを顧問教諭が発見し、すぐに水分補給をさせ、車で合宿所に連れ帰りシャワー浴びさせて体温を下げるなどし、その後病院に搬送して入院させたが、翌日に死亡したものである。

なお、合宿練習は、主に合宿所・柔道場で行われたが、練習場は暑熱環境（1日目の午後2時の外気温は35.9度、湿度44%、2日目の午後2時の外気温は36.1度、湿度42%）にあり、激しい運動をすると熱中症等を発症しやすい危険があったにもかかわらず、顧問教諭は水分の摂取を制

限するような黙示的指導をしており、しかも、水分としては少量の黒砂糖湯を用意させたのみであった。

判決は、以下のように判示し、顧問教諭の過失を認めた。

[判 旨]

判決は、まず、熱射病と熱中症の関係<sup>24)</sup>、熱中症発症の要因<sup>25)</sup>について述べた後、顧問教諭の一般的安全配慮義務について、次のように述べている。

「高校の部活動は、学校教育活動の一環として行われるものであるから、現にその指導を担当する顧問教諭は、…合宿参加生徒に対し、合宿練習中、生徒の健康状態に留意し、生徒の健康に異常が生じないように注意し、生徒の健康状態に異常を発見した場合は速やかに応急措置を採る等して生徒の健康を損ねさせないように注意すべき義務を負うものである…。特に本件合宿が高気温の夏期に実施されたのであるから、体調を崩す生徒が生じることは十分予想できることであり、顧問教諭にはより一層の注意義務が課せられる…。殊に、…〔顧問教諭は〕、5年前の柔道部の夏期合宿において、参加した生徒が脱水症状で倒れ入院したという経験を有するというのであるから、暑熱環境下での激しい練習では脱水状態に陥る生徒が生ずる可能性があることは当然に予見できたはずである」。

次いで、判決は、事案に即した具体的安全配慮義務について、次のように判示している。

「合宿中…の気象要因、運動の質及び量等の諸般の事情に鑑みれば、…生徒が水分を十分補給せずに過度の運動を行うことで熱中症等の疾患を発生させる可能性が極めて高かった…から、〔顧問〕教諭は、…生徒の運動内容及び量、休憩の取り方に配慮するとともに、積極的に必要な量の水分・塩分を補給させ、…生徒に熱中症等の疾患の原因となる事情を発生させないように注意すべき義務があった」。

さらに、熱中症の知識は一般に普及していなかったから、顧問教諭には熱中症の発症について予見可能性がなかった旨の主張に対して、判決は次のように述べている。

「熱中症及び横紋筋融解症の発生機序、予防法、治療法等の専門的知識にわたる部分はともかくとして、…〔顧問〕教諭は、少なくとも高温多湿な環境下で過度な運動を行うとしばしば熱中症が発症することについて予見しうる経験を有していたこと、そして、本件合宿当時には、暑熱環境下での激しい運動では脱水症状が起こる危険性が高いこと、その予防法として気象環境、運動の強度などに適応した水分・塩分の補給が必要かつ効果的であることなど、スポーツ関係者の間では周知されていたと推認されること、更に、〔顧問〕教諭が倒れた直後に〔被害生徒〕に対して行った水分の補給や体を冷やすなどの処置は熱射病に対する救急処置として適切なものであって、熱中症及びその救急処置に関し相当の知識を有していたものと推認しうることなどに鑑み、被告の右主張はにわかには採用できない」。

そして、判決は、顧問教諭の安全配慮義務違反について次のように述べている。

「水分補給については、生徒の母親に黒砂糖湯を用意するように指示しただけで、その量は生徒の母親に任せたまま、自ら、…生徒に対し、当該気温湿度、運動の質及び量に応じて必要な水分を補給するように具体的な指導・措置は講じていなかったばかりか、〔顧問〕教諭が生徒に対し練習中水分を取らないように指導していたとは言えないにしても、練習中にはできるだけ水分を補給しないように黙示的な指導がなされていたことが窺われ、少なくとも練習中は生徒にとって水分を補給しづらい雰囲気があったことは明らか」である。したがって、〔顧問〕教諭は、「…積極的に必要な量の水分・塩分を補給させ、…生徒に熱中症等の疾患の原因となる事情を発生させないよう注意すべき義務を怠っていた」。

#### 〔判決の検討〕

判決は、まず、一般的安全配慮義務において、顧問教諭は、「生徒の健康状態に留意し、生徒の健康に異常が生じないように注意し、生徒の健康状態に異常を発見した場合は速やかに応急措置を採る等して生徒の健康を損ねさせないよう注意すべき」義務があるとしている。この一般的安全配慮義務についての判断は、他の多くの判決にもみられるものであり<sup>26)</sup>、判例の基本的考え方といってよいと思われる。

同時に、判決は、「本件合宿が高気温の夏期に実施されたのであるから、体調を崩す生徒が生じることは十分予想できることであり、顧問教諭にはより一層の注意義務が課せられる（傍点引用者）」と判示し、高気温下の夏季合宿は熱中症の危険性が高いから、高度の安全配慮義務が求められるとしている。同様の判断は、他の判決においてもみられる<sup>27)</sup>。

次いで判決は、熱中症予防の具体的安全配慮義務として、①生徒の運動内容及び量に配慮すること、②休憩の取り方に配慮すること、③積極的に必要な量の水分・塩分を補給させることを挙げている。こうした指摘は他の判決でもなされており<sup>28)</sup>、判例の基本的考え方といえよう。そして、これらのなかで、本判決は、特に水分・塩分補給の重要性を強調している。たとえば、判決には、熱中症の「予防法として気象環境、運動の強度などに適応した水分・塩分の補給が必要かつ効果的である」、「倒れた直後に〔被害生徒〕に対して行った水分の補給や体を冷やすなどの処置は熱射病に対する救急処置として適切なもの」といった判示がある。熱中症予防のためには、水分補給がきわめて重要な役割を果たしており、「熱中症は水やスポーツドリンクを飲みさえすれば、『完全に』防げる症状<sup>29)</sup>」であるという指摘もある。本判決以外にも、水分補給の重要性を説く判決がいくつかある<sup>30)</sup>。

さらに、本判決は、熱中症発症についての予見可能性を特に問題としている。すなわち、被告の予見可能性がなかったとの主張に対し、判決は、①顧問教諭は、熱中症の発症を「予見しうる経験（5年前の夏期合宿で、生徒が脱水症状で倒れ入院した経験：引用者注）」を有していたこと、②「暑熱環境下での激しい運動では脱水症状が起こる危険性が高いこと、その予防法として…水分・塩分の補給が必要かつ効果的であることなど、スポーツ関係者の間では周知されていたと

推認されること」、③顧問教諭の行った「水分の補給や体を冷やすなどの処置」は熱射病の救急処置として適切なもので、顧問教諭は、「熱中症及びその救急処置に関し相当の知識を有していたものと推認しうること」などの理由をあげ、熱中症発症についての顧問教諭の予見可能性を認めている。このように指導教師などの予見可能性に特に言及している判決はいくつかある<sup>31)</sup>。

安全配慮義務違反（過失）を考えるには、まず何よりも、予見可能性の有無が問題となる<sup>32)</sup>から、判決が、予見可能性に特に言及しているのは、当然のことと考えられる。

#### ■ 名古屋地一宮支判平19・9・26(判時 1997号 98頁)

##### [事案の概要]

中学2年の男子生徒（14歳）が、7月26日に引き続いて、27日に中学校グラウンドで行われたハンドボール部の合同夏期練習中に熱中症で倒れ、病院に搬送されたが、熱射病を原因とする多臓器不全により8月26日に死亡した。事故当日は、午前8時半頃に部活動を開始し、グラウンド外周を8周ランニング、その後、フットワークステップ(腰を落として移動する運動)等を行った上、グラウンド外周を30分間走り、さらに40mダッシュ10本を行う、という予定であった。被害生徒は40mダッシュの7本目まで参加したが、その後意識を失って倒れ(11時30分頃)、病院に搬送され受診した(12時5分頃)。そして、その後8月26日、同病院において死亡した。なお、当日の気温は、午前10時の段階ですでに31.3度に達していた。

判決は、以下のように判示し、顧問教諭ら<sup>33)</sup>の過失を認めた。

##### [判 旨]

判決は、まず、顧問教諭の一般的安全配慮義務について、次のように述べている。

「熱中症は、重篤な症状である熱射病になると生命の危険まで生じる疾病であること、少なくとも平成12年以降には、夏期の部活動等における熱中症予防について…、愛知県ないし被告〔市〕から管内の各学校に周知がされるようになっており、文部科学省においても、少なくとも平成15年以降には、全国の各学校に周知がされるようになっていたことからすると、本件練習当時、部活動において、部活動顧問は、部員が熱中症に罹患しないように防止すべき注意義務を負い、また、熱中症に罹患した場合には、応急処置を行う、救急車を要請するなど適切な措置をとるべき義務を負っていた…というべきである」。

次いで判決は、具体的安全配慮義務の内容及び義務違反の判断に当たっては、以下の5つの点を考慮すべきとしている。すなわち、「夏期の部活動において部活動顧問が熱中症を予防する注意義務を履行したか否かについては、①部活動が行われた環境、②暑熱馴化の有無、③練習内容、④休憩、給水の頻度や有無、⑤部活動顧問が認識し得た生徒の体力差、肥満であったか否かを含めた体格差、性格等の生徒の特性等を総合考慮して判断すべきである」。

そして、上記5項目について具体的に判断し、次のように述べている。

環境と練習内容については、「気温が午前10時…で…31.3℃に達し、その後も…上昇していた

にもかかわらず、〔顧問教諭〕らは部員らに対し、午前8時40分ころから、グラウンドランニング8周・フットワークステップといったそれ自体としても熱負荷の少なくない運動を行わせ、さらに気温が31℃を超えた午前10時以降に、直射日光の射すグラウンドで、30分間走・40mダッシュという熱負荷の大きい運動を部員にさせた…のであり、当日の環境条件を前提とする限り、…練習の内容自体に配慮を欠いた点があったといわざるを得ない」。

暑熱馴化については、1学期の練習（4月から7月20日まで）と夏期練習（7月26日以降）とでは練習「内容が異なること、…時間帯も1学期の練習が…夕方中心であったのに対し、夏期練習は気温の上がる午前から昼までであったこと、夏休みに入ってから夏期練習の前までの部活動の状況は、大会参加1日・休み3日・球拾い1日と、試合に出ない1年生、2年生にとって実質的な練習が少ない期間であり、夏期練習はその休み明けに行われたこと等からすると、…梅雨明けの7月下旬の午前中に、熱負荷の大きい激しい運動を主とする練習メニューを行うについて、暑熱馴化が十分できていたとは認め難い」。

肥満生徒に対する対策については、「〔被害生徒〕が肥満であることは…〔顧問教諭〕らも認識していたのであるから、〔被害生徒〕に対してトレーニングの軽減などの措置を講ずるか、…〔被害生徒〕を基準として全体の練習内容を決めるか、前記のような熱負荷の少なくないトレーニング中には、〔被害生徒〕にこまめに声をかけるなどして、その表情等を観察し、より多く休憩や給水を指示するなど、肥満に配慮した予防措置を講じる必要があったというべきである。しかしながら、〔顧問教諭〕らがそのような措置を講じた事実は認められず、個別条件に対する配慮も不十分であるといわざるを得ない」。

休憩、給水については、「中学生の、自己の体調管理に対する能力の未熟さを考慮すれば、自らの体調に対する管理を生徒に一任すること自体に問題がある」し、「生徒の性格によっては常に教師に自由に休憩や給水を申し出ることができるとも限らない…から、休憩や給水の申し出を可能としていたことをもって、十分な予防措置を講じたとはいいい難い」。

#### [判決の検討]

本判決には、以下のような注目すべき判断がいくつか示されている。

第1点は、顧問教諭には、啓発資料などに記載された科学的知見を水準とした高度な安全配慮義務が求められるとしている点である。すなわち、判決は、夏期の部活動における熱中症予防については、「平成12年以降には、…愛知県ないし被告(市)から管内の各学校に」、文部科学省からも啓発資料「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」によって、「平成15年以降には、全国の各学校に」周知がなされていたことから、これ以降においては、少なくとも文部科学省の啓発資料に記載された科学的知見を前提とした熱中症予防・対処方法をとることが、顧問教諭の安全配慮義務の内容として要請されることになったとしている<sup>34)</sup>。

第2点は、暑熱馴化に関して詳細な検討を加えていることである。すなわち、判決は、1学期



の練習と夏期練習とでは、練習内容や練習時間帯が違うこと、県大会後、数日の練習休みがあり、練習再開後まもなく(2日目に)事故が生じたことなどの具体的状況を指摘し、本件部活動では、暑熱馴化が十分ではなかったとしている。

第3点は、被害生徒の肥満について、判例上初めて検討を加えたことである。熱中症発症と肥満の関係は、従前は必ずしも明らかではなかったが、判決は、肥満が危険因子の1つであることを認め、「肥満に配慮した予防措置(①トレーニングの軽減措置を講ずる、②被害生徒を基準として全体の練習内容を決める、③被害生徒にこまめに声をかけるなどしてその表情等を観察し、より多く休憩や給水を指示するなど)」が必要であるとしている。

これら第2、第3の指摘は、事実関係に即した適切な判断であり、同種の熱中症事故の再発防止のためには有益な判断内容であると思われる<sup>35)</sup>。

第4に注目すべき点は、中学生の、自己の体調管理に対する能力や部活動における教師と生徒の関係(顧問教諭の指示は絶対で、自由に休憩や給水を申し出ることは困難)を考慮し、生徒からの申し出を待つのではなく、顧問教諭の方から能動的、積極的に個々の生徒の様子を注意し、給水、休憩を取らせる必要があるとしている点である<sup>36)</sup>。

#### ■ 大分地判平20・3・31(裁判所HP <http://www.courts.go.jp/>)

##### [事案の概要]

バスケットボール部の高校2年生(17歳・女子)が、8月23日、練習終了直後にバスケットボール部の練習施設であるアリーナ内のトイレ前で、熱中症によって倒れているところを、他の部員に発見された。被害生徒は、意識が朦朧とし、水分の経口投与を受けつけない状態で、扇風機で風を当て、額に水のうを当てるなどの処置をしたが、特に医療機関の診察を受けるなどはせず、監督が車で寮へ送った。翌日(8月24日)になって、被害生徒の記憶がないため、病院で診察を受け、解離性健忘の診断を受けた。事故当日(8月23日)は、午前中の練習の後、午後の練習は午後2時ころから午後5時30分ころまで全体練習があり、その後30分間ウエートトレーニングの時間が設けられていた。また、練習中の休憩時間は、午後3時45分から午後4時13分までであった。また、同日の気象状況は、気温38度、湿度80パーセントであった。なお、水分を摂り過ぎると監督からしかられるため、水分摂取をしない部員も多くいた。

##### [判 旨]

判決は、まず、監督の一般的安全配慮義務について次のように判示している。

監督は、「部活の実施により、部員の生命、身体に危険が及ばないように配慮し、部員に何らかの異常を発見した場合には、その容態を確認し、応急処置を執り、必要に応じて医療機関に搬送すべき一般的な注意義務(安全配慮義務)を負っているというべきである」。

次いで判決は、本件事案を踏まえた具体的安全配慮義務について次のように述べている。

「事故当時、既に熱中症の予防策や発生時の対処方法について、財団法人日本体育協会による

熱中症ガイドブックも公刊されており、熱中症の危険性とその予防対策の重要性は、体育教育関係者にとっては当然身に付けておくべき必須の知識であったと認められること、バスケットボールは走ることを基本とする運動量の多い球技であり、特に夏季の練習においては体育館内の温度が上昇するため熱中症に対する配慮が必要となること、熱中症ガイドブックによれば、乾球温度が35度以上となる場合には原則として運動を中止すべきとされていることなどを考慮すると、〔監督〕としては、…部員が暑さと運動によって熱中症を発症することのないよう、気温が35度以上である間は、基本的には練習を控え、仮に練習を行う場合であっても、その内容を比較的軽微な運動にとどめ、練習中は適宜休憩を設けた上で、部員らに対して十分に水分及び塩分を補給することを指導するとともに、部員らの体調を把握して、熱中症を疑わせる症状がみられた場合には、直ちに涼しい場所で安静にさせて、水分を補給したり体を冷やすなどの応急処置を採り、水分補給ができない場合には医療機関に搬送すべき具体的な注意義務を負っていたというべきである」。

そして、監督の安全配慮義務違反を、熱中症予防と熱中症発生時の対処方法（熱中症に対する処置）に分けて、次のように判示している。

#### ①熱中症予防に関する安全配慮義務違反

「当日の気象状況は、気温38度、湿度80%の状態であった…から、…本来ならば練習を控え、あるいはその内容を比較的軽微なものにし、かつ部員に対して十分な水分及び塩分を補給させるよう努めるべき注意義務があった。しかしながら、〔監督〕は、…普段と同様の練習をさせ、〔被害生徒〕を含む特待生については、午前、午後とも練習を実施したし、部員に対し十分な水分及び塩分を取るよう指示をせず、逆に、水分を摂り過ぎないように厳しく指導していたのであるから、10■入りのスポーツドリンク1缶……や冷水器が設置されており、午後の練習時、〔監督〕の教え子が氷菓子を差し入れたとしても、上記注意義務を尽くさなかったといわざるを得ない。また、〔監督〕が部員に対して水分を摂り過ぎないように厳しく指導し、多くの部員がこれに萎縮して水分補給を控えるようになっていたことに鑑みると、事故当日、〔被害生徒〕は十分な水分及び塩分を補給できなかったと推認できる。そうすると、〔被害生徒〕は、高温多湿の気象状況の中、十分な水分及び塩分を摂らずに長時間にわたって練習したことが原因で熱中症になったものと認められるので、〔監督〕の上記注意義務違反と…熱中症により生じた損害との間には相当因果関係があるといえる」。

#### ②熱中症に対する処置に関する安全配慮義務違反

「〔被害生徒〕は、…事故当時、意識が朦朧とし、水分の経口投与を受けつけない状態になっていた…から、熱中症ガイドブックに従えば、高熱などの症状が現れていなくても、その時点で医療機関に搬送すべきであった…。それにもかかわらず、〔監督〕は、…倒れた原因を単なる疲労と考え、安易に寮での休養を決定し、医療機関に搬送する処置を怠った…から、熱中症予防の

みならず、熱中症に対する処置についても注意義務に反していたものと認められる。

なお、被告らは、解離性健忘が生じることを予見…できなかったから、その結果回避義務は存在しないと主張するが、解離性健忘を予見できると否とにかかわらず、熱中症により失神したときに適切な応急措置を取らなかった場合は、熱中症が重症化することは容易に予見…できるから、熱中症ガイドブックに従った応急措置を取るべき結果回避義務が存在していることは明らかであり、被告らの上記主張は採用できない。

#### [判決の検討]

本判決は、従来の判決の集大成ともいうべき内容を含んでおり、同種の熱中症事故の再発防止のために有益な判断内容が示されている。いわば、部活動中の熱中症予防・対処方法のための、判例上のスタンダードが明らかにされているといえよう。たとえば、本判決は、前述の名古屋地一宮支判平19・9・26と同様に、熱中症ガイドブックに記載された科学的知見を前提とした熱中症予防・対処方法をとることが指導教師の安全配慮義務の内容として要請されるとしている。また、本判決は熱中症予防と熱中症に対する処置（対処方法）に分けて、それぞれの安全配慮義務を示しているが、その内容はいずれも従前の判決と同様である<sup>37)</sup>。

## 5. おわりに

以上において、熱中症事故に関する判決を、指導教師の過失を否定した判決と肯定した判決に分け、検討してきたが、そのなかで、過失を肯定した判決が求める、指導教師の熱中症防止に関する安全配慮義務をまとめてみると次のようになる。

### ■ 指導教師の一般的安全配慮義務

まず、指導教師の一般的安全配慮義務については、以下のようなことが指摘できる。

第1に指摘できることは、近年の判決は、少なくとも熱中症に関するかぎり、中学生と高校生を特に区別することなく安全配慮義務を考えているということである<sup>38)</sup>。熱中症は、誰でも簡単に罹患し、かつ、重篤な状態に陥りやすく、危険性の高い疾病であることを考えるならば、中学生と高校生を区別し、高校生に対する安全配慮義務を軽減する必要性は乏しく、同程度の厳しい安全配慮義務が課されなければならない。近年の判決の考え方は正当といえよう。

第2に指摘できることは、判決は、何らかの異常を発見した場合には、生徒側の申し出を待つのではなく、指導教師側から容体を尋ねる、確認するなどの能動的、積極的な安全配慮義務を求めているということである<sup>39)</sup>。上述した熱中症の特徴、危険性を考えれば、妥当な判断といえよう。

第3に指摘できることは、判決は、高温多湿の夏期合宿の場合には、特に高度な安全配慮義務を求めているということである<sup>40)</sup>。高温多湿の夏期合宿は、熱中症の危険性が高く、危険性が高くなれば、求められる安全配慮義務の程度も高くなるわけで、判決の判断は妥当である。

第4に指摘できることは、近年の判決は、文部科学省・日本スポーツ振興センターや日本体育協会によって、熱中症の啓発資料やガイドブックが相次いで刊行されたことから、熱中症の危険性とその予防対策は、体育教育関係者にとっては当然身に付けておくべき必須の知識となったと考えているということである。したがって、判決は、これらの啓発資料やガイドブックに記載された科学的知見を前提とした熱中症予防・対処方法をとることが、指導教師の安全配慮義務の内容として要請されるとしている。つまり、指導教師には、啓発資料やガイドブックに記載された科学的知見を水準とした高度な安全配慮義務が求められる時代になったといえよう。

#### ■ 指導教師の具体的安全配慮義務

次に、指導教師の具体的安全配慮義務については、以下のようなことが指摘できる。

第1に、熱中症の予防策として、多くの判決が共通に指摘していることは、①気象条件や生徒の能力・技能に応じて運動（練習）内容及び量を配慮すること（たとえば、気温が35度以上のときは、練習を控える、練習の内容を比較的軽微なものにする、あるいは技量が未熟で、練習にも十分慣れていない中学生は練習内容を変える）、②練習中は、適宜休憩を取らせること、③積極的に必要な量の水分・塩分を補給させること（水分・塩分補給の重要性については、どの判決も指摘している）、である。また、それ以外にも、④トレーニングの目的・効果ないし影響を考えて、体力測定や健康診断を行うこと、⑤練習開始前に、練習方法、体調などについて注意、確認をすること、⑥体調不良を申し出しやすい環境を作ること、⑦過去の同様な事故事例を踏まえた対策を立てること、⑧暑熱馴化を十分に行うこと、⑨肥満に配慮した予防措置を講ずることを指摘する判決もある。さらに、体育系部活動の特殊性（指導教師と生徒は支配従属関係にある、顧問教師の指示は絶対的であるから、生徒の側から、自由かつ自発的な意思表示は困難）に鑑み、「特に教育的で、自発性を促すような配慮が必要である（傍点引用者）」として、生徒が自分の意思を表明しやすい、自分の体調不良を申し出しやすい環境作りをとくに求めている判決もある。

第2に、熱中症発生時の対処方法（熱中症に対する処置）として、多くの判決は、①熱中症を窺わせる症状がみられたときは、直ちに練習を中止し、涼しい場所で安静にさせ、体温を下げる手立てをとる、②応急措置を採るほか、意識喪失などの重度の障害がみられたときは、直ちに医療機関へ搬送することなどをあげている。

#### ■ 部活指導のあり方

部活動は、生徒の自主的・自発的活動であり、とくに体育系部活動の場合は、その活動を通してスポーツに親しませるとともに、部員相互の連帯感や友情を深める、責任感を育成するなどの意義・役割がある。したがって、指導教師は、部活動に参加する生徒に、まず、スポーツの意義・楽しさを理解させることから始めなければならない。しかし、現実には、今日の部活動は依然として精神主義的な理念のもとで運営され<sup>41)</sup>、判決も指摘するように、熱中症の危険性を十分に意識しない指導、勝敗にとらわれたり、学校や指導者の名誉を意識したりするあまり、生徒の健

康状態や技能の程度を超えた指導が行われる場合がある。部活動中の熱中症事故は、指導者の熱中症の危険性についての「無知」、指導者の生徒の身体能力や健康状態についての「無理解」、指導者の「無理強い」によるものが多い。

部活動において、指導者には、あくまでも生徒自身の「心身の発達」を促すような指導、生徒の健康状態や技能の程度に応じた指導が求められる。そのために、指導者は自らの「経験や知識」と「勘」で指導をするのではなく、啓発資料や熱中症ガイドブックなどに記載された最新の科学的知見、そして判例の指摘する熱中症の予防策や発生時の対処方法を習得し、科学的な指導をおこなう必要がある<sup>42)</sup>。

(注)

- 
- 1) 部活動（課外クラブ活動）は、体育系部活動と文化系部活動とに大別できるが、本稿では体育系部活動における熱中症事故を取り上げ考察をする。
  - 2) 本文のデータは、文部科学省スポーツ・青少年局企画監修「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」日本体育・学校健康センター（現：独立行政法人日本スポーツ振興センター）、2003、の中の「学校の管理下における熱中症死亡事例の発生傾向」を参考に作成した。なお、「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」は、その後、平成20(2008)年7月に統計情報が更新されている。
  - 3) 部活動は「生徒の個性を伸ばし、部員相互の連帯感や友情を深め、自主的・実践的態度を育成する」（銭谷眞美編『教育法令辞典』ぎょうせい、1997、558頁）意義・役割をもっている。
  - 4) 伊藤進・織田博子『解説学校事故』三省堂、1992、178、247-248頁、橋本恭宏「学校安全基準の研究ー裁判例を通してみた安全基準素描」『季刊教育法 137号』エイデル研究所、2003、82頁参照。
  - 5) 中学校学習指導要領は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること」と述べている。
  - 6) 伊藤・織田・前掲『解説学校事故』、178頁参照。
  - 7) 『最高裁判所民事判例集』（以下、民集と略称）37巻1号101頁、『判例時報』（以下、判時と略称）1074号52頁、『判例タイムス』（以下、判タと略称）492号175頁、『学校事故・学生処分判例集』（以下、学判と略称）3巻1021・375頁。
  - 8) 判タ 1208号85頁、学判 3巻1071・73頁。
  - 9) 三坂彰彦「土佐高校落雷被災事件ー高松高裁・差戻審と課外クラブ活動の引率教諭の責任」『季刊教育法 162号』エイデル研究所、2009、39頁。
  - 10) これら以外に、中学校における野球部の夏季練習中の熱中症事故ではあるが、監督の過失は問題とされず、被害生徒の両親が損害賠償請求権を放棄したとして請求が棄却された事例（京都地判昭 48・2・13

[学判3巻1021・26頁]), 高校の部活動のマラソン中に、熱射病で転倒した高校1年生を脳震盪と診断し、入院させたところ急性心不全で死亡した事故につき、指導教師ではなく、医師に診断、経過観察上の過失があったとされた事例(静岡地沼津支判平6・11・16〔判時1534号89項])がある。また、国立大学の学生が空手部の合宿中、熱射病になり、その結果精神分裂病になったが、大学及び顧問教官に過失はないとされた事例(長崎地判平11・1・12〔訟務月報45号12・2376項])がある。これらは、いずれも、本稿のテーマとは事案が異なるので取り上げなかった。

- 11) これは、近年、被害者側が裁判に訴え、事故について学校側の法的責任を追及することは特別なことではないと考えられるようになってきたこと、熱中症の危険性が一般に認識されてきたこと、それに伴い、熱中症事故が単に被害生徒個人の問題(体力・能力不足、耐性不足、準備不足など)によるものではなく、むしろ指導教師などの安全配慮により回避することが可能なものであり、また、指導教師などにはそうした安全配慮義務があるとの認識が広く認められるようになってきたためと考えられる(長尾英彦「熱中症事故と損害賠償責任—学校の課外クラブ活動中の事故の場合—」『中京法学43巻2号』2008、265-266頁参照)。
- 12) 熱中症事故は複合的要因によって発生するものであり、指導教師の安全配慮義務だけでなく、学校管理当局の安全配慮義務(条件整備的安全配慮義務、管理安全配慮義務)も問題とされなければならないが、本稿では、もっぱら指導教師の安全配慮義務を取り上げ考察をする。
- 13) 指導教師の安全配慮義務を考えるに当たっては、一般的安全配慮義務と具体的安全配慮義務とに分けて考える必要がある。一般的安全配慮義務は、生徒について、信義則上、その生命、身体等を危険から保護する措置をとるべき義務であり、この一般的安全配慮義務を前提に、事件ごとの具体的事実即ちした具体的安全配慮義務を考える必要があるのである(橋本・前掲「学校安全基準の研究—裁判例を通してみた安全基準素描」、79頁参照)。
- 14) 伊藤進『学校事故の法律問題』三省堂、1983、22-23頁参照。
- 15) その後、文部科学省は、平成20(2008)年6月に、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長及び企画・体育課長の連名で、各都道府県教育委員会・各指定都市教育委員会学校体育主管課長並びに学校安全主管課長などあてに、「熱中症事故の防止について(依頼)」を通知し、「熱中症事故を防止するため、『熱中症を予防しよう—知って防ごう熱中症—』(平成15(2003)年6月発行、平成20(2008)年7月改訂)や環境省で作成している『熱中症環境保健マニュアル(平成17年6月発行、その後毎年改訂、平成21(2009)年6月最新改訂)』を参考として、地域の実情に応じた適切な対応により、その趣旨を徹底」することを依頼している。
- 16) 熱中症防止についての代表的ガイドブックとしては、前掲の資料のほか、川原貴他『スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(平成6〔1994〕年初版、平成10〔1998〕年改訂、平成18〔2006〕年再改訂)』日本体育協会、2006、がある。
- 17) 本文で紹介する盛岡地判昭60・2・21以外に、たとえば、大阪高判平6・6・29(判時1517号62頁、学判3巻1021・609・61頁)は、部活動は「本来生徒の自主性を尊重すべきものであるから」、熱中症の生ずることを具体的に予見することが可能であるような特段の事情がない限り、安全配慮義務は軽減され、「個々の活動に常時立ち会う義務はなく、また、その配慮義務も後見的なもの」で足りるとして、過失を否定

している（この判決の理論構成は盛岡地判昭60・2・21 とほぼ同じである）。また、福岡地判平18・3・16(判タ 1241 号 182頁)・福岡高判平18・12・14(判タ 1241号179頁)は、安全配慮義務違反の有無の認定に当たって、被害生徒は高校2年生であり、自分で体調管理ができることを主な理由として義務違反（過失）を否定している（この判決の理論構成は盛岡地判昭60・2・21とは異なっている）。

- 18) 伊藤・織田・前掲『解説学校事故』, 233頁。
- 19) また、伊藤堯も、■盛岡地判昭60・2・21 の判例解説において、「高校生である以上自分自身の健康状態を判断することも可能ですし、部長・監督としてもこの責任を生徒自身のものとして委せることもできます」として同様な見解を述べている(伊藤堯「高校生が野球部合宿訓練中に、日射病にかかり死亡したが学校は安全配慮義務を問われるか」学校事故法律実務研究会編『学校事故の法律実務』新日本法規出版(加除式), 1987, 383頁)。
- 20) 入澤充「ラグビー事故と指導者の注意義務■—指導上の教育的配慮とは何か」『季刊教育法 138 号』エイデル研究所, 2003, 70頁参照。
- 21) たとえば、京都地判平4・6・26(判時 1463 号 127頁, 学判3 卷 1021・609・68頁)は、熱中症予防のため「運動内容及び量, 休憩の取り方及び仕方に配慮し, …腎疾患の原因となる事情を発生させないように注意すべき」である。熱中症に対する処置として「腎疾患を発見しもって速やかに救急措置(高温多湿な環境から隔離して安静を取らせる等)を施すべき注意義務があった」としている。また、神戸地判平15・6・30(判例自治 273 号 37頁, 学判3 卷 1071・189頁)も、指導教諭としては、「熱中症を発症することのないように、練習中に適宜休憩を取らせ、十分に水分補給をさせるとともに、部員に熱中症を疑わせる症状がみられた場合には、直ちに練習を中止し、涼しい場所で安静にさせ、冷却その他体温を下げるなどの応急処置を採り、必要に応じて速やかに医療機関に搬送すべき注意義務」があるとしている。
- 22) 大橋渡「中学1年生の野球部員が練習の休憩中、死亡した事故につき、指導教諭に過失があるか」学校事故法律実務研究会・前掲『学校事故の法律実務』, 384ノ4頁参照。
- 23) 入澤充「部活動事故と指導者の法的責任」『季刊教育法 135 号』エイデル研究所, 2002, 80-81 頁参照。
- 24) 判決は、「熱射病とは、暑熱環境の下で激しい運動をした場合などに生じる障害である熱中症の中で最も重篤なもので、熱産生と熱放散のバランスが崩れ、異常な体温の上昇により中枢神経障害が起り、時には死に至る場合があるが、その予防としては水分等の補給が重要である」としている。
- 25) 判決は、「熱中症発症の要因としては、気象要因として気温、湿度、風速、輻射熱等が、運動要因として運動の質と量、休憩の取り方、水分塩分の補給の有無等が、個体要因として健康状態、体力、暑熱馴化の程度等があり、これらの諸要因が複合して熱中症が発症する」としている。
- 26) たとえば、千葉地判平3・3・6(判タ 757 号 142 頁, 学判3 卷 1021・576 頁)は、「顧問教諭は、部員の健康状態に留意し、運動中、部員に何等かの異常を発見した場合、速やかに容体を尋ね、応急措置を採り、必要な場合には医療機関による処置を求めべく手配する注意義務を負う」としている。また、神戸地判平15・6・30も、「担当教諭も、…部員の生命、身体に危険が及ばないように配慮し、部員に何らかの異常を発見した場合には、その容態を確認し、応急処置を採り、必要に応じて医療機関に搬送すべき注意義務が認められる」としている。
- 27) たとえば、京都地判平4・6・26は、「合宿訓練が高気温である夏期に実施されている…から、体調を乱

す生徒が生ずることは十分に予想ができることであり、顧問教諭らは生徒の健康につき深い配慮をすべき義務がある」、また、静岡地沼津支判平7・4・19（判時1553号114頁、学判3巻1021・741頁）も、「熱中症の起こる可能性の極めて高いことが認められる夏季合宿においては、部員が熱中症に罹患しないよう適切な措置を講ずべき注意義務」があるとしている。

- 28) この点については、■ 徳島地判平5・6・25の〔判決の検討〕の項参照。
- 29) 原田敬三「熱中症事故と教師の安全配慮義務」『季刊教育法151号』エイデル研究所、2006、22頁。
- 30) たとえば、前述の水戸地土浦支判平6・12・27は、「運動中の適度な水分の摂取は重要であるが、本件当時、部員らは、ダッグアウトにある水道から水を飲むことは可能であったものの、グラウンド練習或いはサーキット・トレーニングの途中で一人抜け出して水を飲む余裕は非常に少なく、監督やコーチの前では部員が心理的にもこれをためらう状況」であったことが熱中症発症の原因のひとつであるとしている。また、後述の大分地判平20・3・31も、水分補給の重要性を説くとともに、水分補給が十分でなかったことが熱中症発症の原因のひとつであるとしている。
- 31) たとえば、京都地判平4・6・26は、被告側の、急性腎不全発症の予見や右疾患の発症防止・救護は不可能である旨の主張に対して、「本件当時においても、少なくとも高温多湿な環境下で過重な運動を行えば急性腎不全が発症することは、医師以外の一般スポーツ関係者にとっても常識である。…顧問教諭らがこの点を予見できない理由はない。また、…急性腎不全の予防方法及び応急措置は、高温多湿の環境から患者を隔離し、安静にさせて体温を冷やし、脱水があればそれを補正することであるが、…急性腎不全の専門医学的知識を有する者でなくとも、本件当時においても運動クラブの監督者が右のような有効な予防方法などを執り得た筈で」、右疾患の発症の防止ないし救護は可能であるとしている。
- 32) 一般に学校事故における過失とは、安全配慮義務(予見義務及び結果回避義務)違反をいうとされている。すなわち、教育専門家としての標準的教師の能力を基準として、事故の発生を予見し(予見義務)、その予見に基づいて結果の発生を回避すべきであった(結果回避義務)のに、これらを怠った場合をいう。具体的には、まず、事故の発生を予見することが可能であったかどうかを検討する(予見可能性の有無の検討)。次に予見可能性があったとすれば、それを回避するため、どのような措置をとるべきか(結果回避義務)を想定し、結果回避義務の具体的な内容を明らかにする。そして、事故の起きる危険を予見していた(またはそれが可能であった)にもかかわらず、事故を回避するための措置をとっていなかった場合には、結果回避義務が尽くされていなかったことになり、その教師には安全配慮義務違反(過失)があると判断されることになる(伊藤・前掲『学校事故の法律問題』、108-109頁、松本美代子・田中早苗編著『Q&A 学校事故対策マニュアル』明石書店、2005、44-45頁参照)。
- 33) 本判決は、校長の過失についても判示しているが、ここでは触れない。
- 34) 三坂・前掲「土佐高校落雷被災事件―高松高裁・差戻審と課外クラブ活動の引率教諭の責任」、42頁参照。
- 35) 長尾・前掲「熱中症事故と損害賠償責任―学校の課外クラブ活動中の事故の場合―」、279頁参照。
- 36) 長尾・前掲「熱中症事故と損害賠償責任―学校の課外クラブ活動中の事故の場合―」、278頁参照。
- 37) 熱中症予防については、静岡地沼津支判平7・4・19、前述福島地会津若松支判平9・1・13とほぼ同様の判示内容であり、熱中症予防と熱中症に対する処置双方については、千葉地判平3・3・6、京都地判平4・6・26、前述徳島地判平5・6・25、神戸地判平15・6・30とほぼ同様の判示内容である。



- 
- 38) たとえば、名古屋地一宮支判平19・9・26は中学1年生に関する事案、大分地判平20・3・31は高校2年生に関する事案であるが、ともに、指導教師には、啓発資料やガイドブックに記載された科学的知見を水準とした高度な安全配慮義務が求められるとしている。
- 39) たとえば、判決は、「部員に何等かの異常を発見した場合、速やかに容体を尋ね、応急措置を採り、必要な場合には医療機関による処置を求めるべく手配する注意義務を負う」(千葉地判平3・3・6)、「部員に何らかの異常を発見した場合には、その容態を確認し、応急処置を執り、必要に応じて医療機関に搬送すべき」(大分地判平20・3・31)と判示し、「速やかに容体を尋ね」、「その容態を確認し」というように指導教師の能動的、積極的配慮を求めている。また、京都地判平4・6・26は、より直接的に、顧問教諭は「〔被害生徒〕の申し出を待つことなく能動的にその容体を知るための方策を施すべき」としている。
- 40) たとえば福島地会津若松支判平9・1・13は、夏期合宿は、「体調を崩す生徒が生じることは十分予想できることであり、顧問教諭にはより一層の注意義務が課せられる」としている。
- 41) 大橋渡「公立高校の生徒がバスケットボールのクラブ活動中、急性心不全により死亡した事故について、担当教諭に過失が認められるか」学校事故法律実務研究会・前掲『学校事故の法律実務』, 494ノ20頁参照。
- 42) 入澤・前掲「部活動事故と指導者の法的責任」, 80-81頁, 入澤・前掲「ラグビー事故と指導者の注意義務■」, 58頁, 伊藤堯「ラグビー部の合宿に参加した高校2年生の生徒が、練習中に倒れて死亡した事故につき、学校側に責任を追及することができるか」学校事故法律実務研究会・前掲『学校事故の法律実務』, 408ノ12ノ1頁参照。